

東三国避難所開設運営マニュアル

I. 東三国災害対策本部

マニュアル改正版

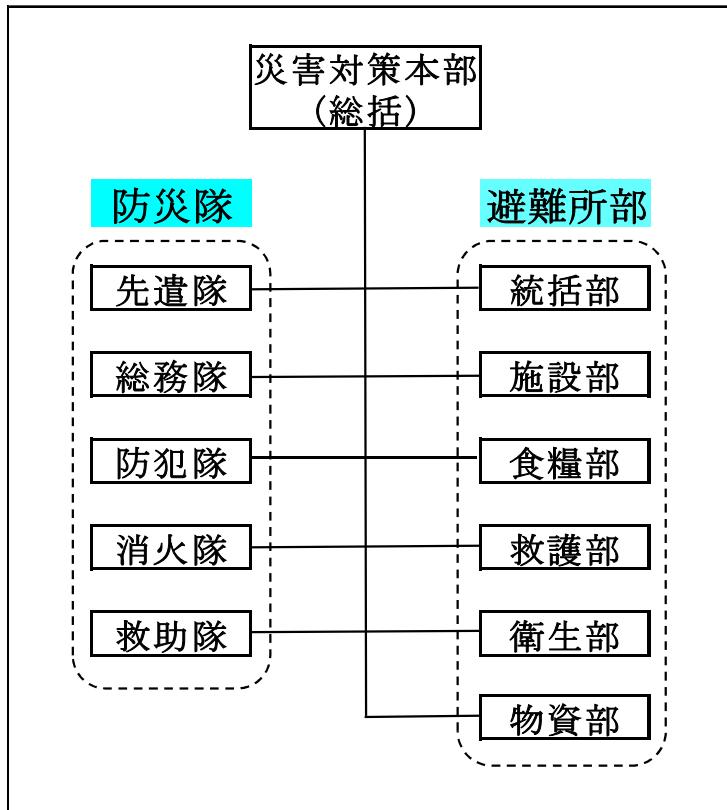
東三国地域活動協議会

制定 令和3年11月28日

改正 令和5年 4月27日

改正 令和6年 8月

東三国災害対策本部組織



東三国災害対策本部は、災害への対応・対策を実施し、災害が発生する恐れがある時や発生した場合に、避難所を開設し運営する組織です。

組織は、災害対策本部が中心となり、
避難所部、**防災隊**で構成する。

避難所部は避難所の開設から運営を行い、
防災隊は地域の災害状況に対応する。

避難所開設運営は災害対策本部のもとに実施するが、避難者にも地域住民にも協力を依頼する。

II. 東三国災害対策本部組織の業務

(1) 災害対策本部

1. 災害対策本部を立ち上げる。

- ① 災害対策本部長は、下記のいずれかの場合において「災害対策本部」を立ち上げます。

災害対策本部を立ち上げる場合

- 震度5弱以上の地震が発生した場合。
及び風水害の恐れがある場合。
- 東三国地区の被害状況及び各町会からの被害報告から必要と判断した場合。
- 行政からの指示があった場合。

- ② 災害対策本部は、災害への対応・対策を迅速に行うため、

東三国地区の情報収集や指示、
関係機関との連携を行う。

○「災害対策本部」の本部長には、東三国地域活動協議会会长が
任に就き、不在時には東三国連合会長及び
東三国社会福祉協議会会长が代行します。

○本部長は「災害対策本部」の総括を行います。



2. 東三国避難所開設する。

東三国地区が下記災害状況となった場合には避難所開設を行う。

東三国避難所を開設する場合

- 地震発災で多くの家屋倒壊し、また倒壊の危険がある時。
- 重大な風水害が接近し、在宅避難が危険と想定される場合。
またこの災害で被災し自宅での生活が出来なくなったりした場合。
- 行政から避難所開設の指示があった場合。



3. 東三国災害対策組織メンバーの招集を行う。

招集連絡先

防災隊 先遣隊・総務隊・防犯隊・消火隊・救助隊

避難所部 統括部・施設部・食糧部・救護部・衛生部・物資部

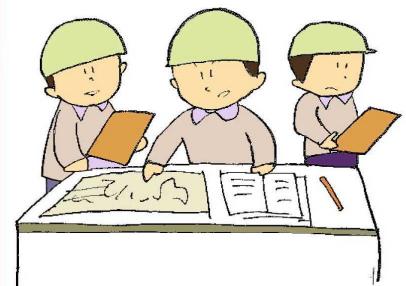
- ① 各隊・各部単位で連絡網を決めておく。
- ② メンバーは、本人・家族・隣近所の安全確認後、町内での声掛けや救助活動を行って、災害情勢が見えてきてから東三国避難所への支援活動に参加する。、

4. 先遣隊による避難所安全性の確認。

- ① 先遣隊に避難所の開錠と安全性の確認を行うように指示する。
- ② 先遣隊から”安全である”との報告をもって、避難所部・防災隊に避難所開設を指示する。
- ③ 小学校で安全性に問題がある場合には、早急に淀川区役所と対処法を検討し実施する。
場合には、東三国中学校を避難所とする事も念頭に置く。

5. 災害対策本部を開設する。

- ① 避難所の安全性が確認できると、災害対策本部を開設する。
- ② 災害対策本部は東三国小学校3号館1F; 図工室を活用する。
- ③ 設置には、避難者と地域住人にも協力を依頼する。



6. 避難所部・防災隊の編成。

避難所に20名以上参集した時、下記の手順で各部・各隊を編成し
東三国災害対策本部組織を構築する。

人員はスタッフを主体とするが、
避難者・地域住民にも応援協力を依頼する。

- ①各部長・各隊長を指名する。
- ②必要に応じて、各部・各隊の人員を調整する。
 - 統括部(避難所部)は編成調整を支援する。

7. 東三国避難所運営の指示を行う。

- ① 二次災害の防止のための「安全第一の行動」と、
感染症禍に於いては「感染症防止対策」を施し実施する事を伝える。
- ② 各部・各隊は東三国避難所開設運営マニュアルに基づき実施する。
- ③ 避難者の代表者を指名する。

※ 参照

別紙一A: 東三国避難所開設運営フロー図

8. 在宅避難等への対応

- ① 災害時、安全が確保され自宅にとどまって生活を続ける
「在宅避難」者からの物資等の支援要請があった場合には、
同様の支援を行う。(自動車避難者も同様)
- ② 支援は、**災害対策本部**が主体となり、**避難所部・防災隊**に指示を行う。



9. 避難所閉鎖

ライフライン回復状況等を鑑み、行政(淀川区役所)の指導の基に避難所の縮小・閉鎖を進める。
(開設期間; 1週間を目途とする。)

避難所閉鎖は**避難所部**及び**防災隊**と検討し、閉鎖の時期が決まったら、避難者に避難所の閉鎖方針及び時期について説明を行い、退去準備を進めてもらう。

東三国避難所開設運営フロー図

